

歯科技工海外委託問題訴訟終結

新ステージへ

歯科技工士制度の
維持・充実・発展のため
さらなる前進



1 決定文----- 1 p	5 国会議員活動-- 6 p	10 意見書----- 11 p
2 裁判総括---- 2 p	6 自治体意見書-- 7 p	11 訴訟成果---- 13 p
3 声明書①---- 3 p	7 報道----- 8 p	12 新活動方針-- 14 p
声明書②---- 4 p	8 政府見解----- 9 p	本部広報---- 15 p
4 訴訟経過---- 5 p	9 政府新通知---- 10 p	

歯科医療を守る国民運動推進本部

最高裁決定文

平成22年（行ツ）第61号
平成22年（行ヒ）第67号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成20年（行コ）第347号損害賠償等請求事件について、同裁判所が平成21年10月14日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年2月15日
最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	大	谷	剛	彦
裁判官	那	須	弘	平
裁判官	田	原	睦	夫
裁判官	岡	部	喜	代子

原本2頁を1頁に縮小しました。

歯科技工海外委託問題訴訟を終わり新たなステージへ

弁護士 川上詩朗

1 歯科技工海外委託問題について、平成19年6月に東京地方裁判所に提訴して以来、平成23年2月に最高裁が上告を棄却するまでの約3年半、訴訟活動を軸としながら広く世論に訴え、問題の解決を求めてきました。

幸いなことに、この問題はメディアや国会でも取り上げられ、全国52の地方自治体が国に対して解決を求める意見書を採択するなど、反響が広がりました。

国も、私たちが訴訟を提起するまでは、いわゆる「17年通達」を公表するのみで実態調査すら行わず放置している状況でした。しかし、この問題の解決を求める世論が広がる中で、やっと実態調査に着手し、平成23年6月には、「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について」を公表するなど、一定の対応せざるを得ない状況になりました。

訴訟では、残念ながら敗訴判決となりました。しかし、その内容は、訴えの利益がないなどいわゆる「入り口論」で退けられたのであり、歯科技工海外委託問題の実態に対する司法の判断は下されないまま終わりました。敗訴判決ですが歯科技工の海外委託を司法が認めたものではありません。このことは、この問題を解決する場合は司法の領域ではなく、立法及び行政の領域であることを示しています。むしろ、この問題は未解決のまま残されているのであり、その解決のために、今度は司法の場から、立法及び行政の場へとステージが変わったということの意味しています。

2 これまでの訴訟活動に対して全国各地から多大なご支援をいただいたことに対して、心から感謝の気持ちを申し上げますとともに、司法の場において、私たちが望んでいる結論を導けなかったことについては、心よりお詫びを申し上げます。

訴訟の原告団及び弁護団は、訴訟が終結したことから解散を致しました。しかし、歯科技工海外委託問題はいまだ未解決であり、その解決のステージは、立法及び行政の場へと移りました。私は、この問題にかかわった者の責任として、歯科技工海外委託問題の解決に向けて、さらに活動を続けていく決意です。

3 私は、今回の訴訟を通じて、歯科技工士が抱えている様々な問題を知ることができました。私は、歯科技工の海外委託問題は、その他の様々な問題とリンクしていると思います。したがって、より根本的には、歯科技工の海外委託問題を含めて、歯科技工士が抱えている様々な問題の解決が必要であると断ぜざるを得ません。それは、患者が最良かつ安全な歯科医療を受けるために避けて通ることのできない課題であると思います。

そして、その課題の解決のためには、歯科技工士だけではなく、歯科医師や歯科衛生士など歯科医療に関わっている方々をはじめ、消費者、学者、法曹関係者なども共に集い、多角的な視点から問題点を検討することが重要であると思います。

そこで、私は、そのような活動を行うための場として、「歯科医療の未来を語る懇談会（仮称）」を設立することを提案したいと思います。ここには、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士など歯科医療関係者はもちろんのこと、学者、弁護士、ジャーナリスト、主婦、学生、消費者など、歯科医療に関心のある方々が参加し、現在歯科医療が抱えている様々な問題について多角的に分析検討し、その解決の道筋を探り、必要であれば提言にとりまとめて国や関係諸機関に対して働きかけていくような活動を展開したいと思います。

これはまだ私案の段階ですが、これまで訴訟を支援して頂いた方々にもご相談をし、是非実現していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

4 最後に、再度、これまで私たちの裁判を支援して頂いたことに対して、心より感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

以上

原告団及び弁護団声明

最高裁判所第三小法廷（大谷剛彦裁判長）は、平成23年2月15日、歯科技工の海外委託を放置している国の責任を問うた歯科技工海外委託問題訴訟について、上告を棄却し、上告受理申立を受理しないと
の不当な判決を下した。私たちは、最高裁判所のこの不当な判決に対して強く抗議する。

日本国内では、歯科技工士法により、歯科医師又は歯科技工士としての資格を有しない者（無資格者）による歯科技工が禁じられている。ところが、歯科技工の海外委託の場合、無資格者による歯科技工が放置されている。しかも、薬事法の適用がある日本と異なり、歯科材料の安全性も制度的に保障されていない。

このように、歯科技工の海外委託には、国民に対する安全かつ良質な歯科治療の実現の観点から多くの問題がある。ところが、国民の健康を守るべき責務を有する国は、十分な実態調査を行わず、歯科技工の海外委託を認めた上でその責任を歯科医師に転嫁し、国としての施策は何もせず放置している状態であった。

このような国の姿勢は、無資格者による歯科技工を禁じている歯科技工士法に反し、歯科技工士制度を根底から崩壊させ、ひいては国民の歯科治療の安全性等を脅かすものといわざるをえない。

そこで、このような国の態度を改めさせるために、本訴訟は提起された。

最高裁判所は上告を棄却し上告受理の申立を受理しないとすることで、東京高等裁判所の判断を是認したが、東京高等裁判所の判断は、歯科技工の海外委託が歯科技工士法に違反するか否かという点について判断することなく、訴えの利益がないなどというように、訴訟の入り口論で退けた。したがって、本訴訟が敗訴したからといって、歯科技工の海外委託が適法であるとされたものではないことに留意すべきである。

私たちは、本訴訟の中で歯科技工の海外委託の実態と問題点を明らかにするとともに、広く世論にも訴えたことから、国会や地方議会などでも取り上げられるようになった。特に、海外で作製された補てつ物から発ガン性物質であるベリリウムが検出されるなど、歯科技工の海外委託の危険性が報道で取り上げられたことを機に、国民の中に広くこの問題についての関心が高まった。このことは、歯科技工の海外委託問題を解決するための意見書を採択した地方自治体が51議会に至るまでになったことに現れている。

本件訴訟は残念ながら敗訴したが、歯科技工の海外委託問題が未解決であることに変わりはない。歯科技工の海外委託が放置されることにより、国民の歯科治療の安全性を確保する制度的な保障である歯科技工士制度の根底が崩されるおそれがあること、国民の安全かつ良質な歯科治療が脅かされている状況は続いている。

私たちは、これまで本訴訟を支援してくれた多くの方々に感謝を申し上げるとともに、これからも、歯科技工の海外委託問題を解決するために、広く国民に対して歯科技工の海外委託問題の危険性を訴え続け、行政及び立法の場を含め、あらゆる場所でこの問題の解決のために引き続き努力する決意である。

平成23年2月21日

歯科技工海外委託問題訴訟原告団
代表 脇 本 征 男
歯科技工海外委託問題訴訟弁護団
弁護士 川 上 詩 朗

全国保険医団体連合会声明

海外委託技工問題訴訟の最高裁の不当判決に断固抗議する

歯科技工士80人が国内において安全で良質な歯科技工の確保を求めて、最高裁判所に上告していた「海外委託技工問題訴訟」について、2月15日に最高裁は上告規定事由に該当しないとの理由で上告を棄却し、上告受理の申し立てを受理しないとの不当な判決を下しました。この最高裁判決は、東京高裁判決を是認し、国内とは異なり、製作者の資格も使用した材料基準も問われない海外で作成された技工物が国内で流通することを、事実上、容認になりかねません。

私たちは以下に述べる理由からこのような最高裁の不当判決に断固抗議します。

保団連は、国内法に則って、安全・良質な歯科技工物を確保するという立場から、海外委託技工問題について、歯科医師や患者の調査を実施するなどの活動を通じ、社会に訴え、海外技工を容認する「国外で作成された補綴物等の取扱いについて」（平成17年通達）の撤回等を厚労省に求めてきました。

そうした私たちの運動が反映し、海外委託技工問題の解決に向けた意見書が51地方自治体で採択されています。そうした中で、昨年2月にはTBSテレビで海外歯科技工物から有毒性が指摘されるベリリウムが検出されるといった報道がされました。この問題は国会でも取り上げられ、福島消費者担当大臣（当時）は「輸入物であっても国内と同様の安全の確保は当然」と答弁しています。その後も、全国消費者団体連絡会が消費者問題としても海外委託技工問題は看過できないとしていますし、日本学術会議歯学委員会「歯科分野の展望」報告でも「歯科技工士の需給バランスの悪化が、もっぱら技工の海外発注によって補われている現状は、単に歯科医療の安全、安心の面から問題であるのみならず、歯科医療の崩壊を招きかねない事態として、到底、看過できない」と「緊急かつ抜本的な対策」を求めています。

このように海外委託技工問題に対する国民的な関心の広がりや学会の見解が出されているにもかかわらず、歯科技工の海外委託の実態や問題点に言及することなく、先のような不当判決を下したことに對し、私たちは、再度、強く抗議します。

私たちは、引き続き、歯科技工海外委託問題訴訟原告団・同弁護団はじめ、海外委託技工問題に関心を寄せる個人、諸団体とともに、国民のために安全で良質な歯科技工物を確保するために奮闘するものです。

平成23年2月24日

全国保険医団体連合会

歯科代表 宇佐美 宏

提訴から最高裁終結まで

第一審

事件番号 平成19年（行ウ）第413号 損害賠償等請求事件
 原告 協本征男外79名
 被告 国

東京地方裁判所に民事提訴 平成19年6月22日
 第一回弁論 平成19年8月30日（木）午前11:30 第606号法廷
 第二回弁論 平成19年10月25日（木）午前11:30 第606号法廷
 第三回弁論 平成19年12月18日（火）午後1:45 第606号法廷
 第四回弁論 平成20年2月28日（木）午前10:30 第606号法廷
 第五回弁論 平成20年4月25日（金）午前10:45 第606号法廷
 第六回弁論 平成20年6月20日（金）午前10:30 第606号法廷
 第七回判決 平成20年9月26日（金）午後1:15 第522号法廷
 岩井伸晃 裁判長より判決言渡
 1 原告らの本件確認の訴えをいずれも却下する。
 2 原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
 1 訴訟費用は、原告らの負担とする。

第二審

事件番号 平成20年（行コ）第347号 損害賠償等控訴事件
 控訴人 協本征男外79名
 被控訴人 国

東京高等裁判所に控訴 平成20年10月2日
 第一回弁論 平成20年12月17日（水）午後2:10 第817号法廷
 第二回弁論 平成21年2月18日（水）午後1:15 第817号法廷
 第三回弁論 平成21年4月15日（水）午後1:30 第817号法廷
 別室にて進行協議
 進行協議のみ 平成21年5月18日（月）午後3:00
 進行協議のみ 平成21年6月22日（月）午後4:00
 第四回弁論 平成21年8月5日（月）午後4:00 第817号法廷
 署名簿提出 平成21年10月8日 20,334筆
 第五回判決 平成21年10月14日（水）午後1:10 第817号法廷
 倉吉 敬 裁判長より判決言渡
 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第三審

事件番号 平成21年（行サ）第174号（上告提起）（行ノ）第192号（（上告受理申立））
 上告人 協本征男外79名
 被上告人 国

最高裁判所に上告 平成21年10月27日
 記録到着通知 平成22年2月4日
 最高裁判所第三小法廷
 最高裁判所決定 平成23年2月15日
 最高裁判所第三小法廷 裁判官全員の一致で決定
 本件上告を棄却する。
 本件を上告審として受理しない。
 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする

終結

質問 質問主意書 意見書 学習会

(順不同、敬称略)

質問 5回 6名

平成14年 4月17日	第154国会	衆議院	厚生労働委員会	民主党	金田 誠一
平成20年 2月 4日	第169国会	参議員	予算委員会	民主党	櫻井 充
平成22年 3月31日	第174国会	衆議院	厚生労働委員会	民主党	水野 智彦
平成22年 4月 7日	第174国会	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	公明党	古屋 範子
平成22年 4月27日	第174国会	参議院	厚生労働委員会	自民党	石井 英勝
					みどり

質問主意書 13回 4名

平成14年 2月19日	第154国会	参議院	質問11号	民主党	櫻井 充
平成18年 6月14日	第164国会	参議院	歯科技工士の技工料の決定方法に関する質問第80号	櫻井 充	
平成18年10月 6日	第165国会	参議院	歯科医療に係る診療報酬点数等	質問第5号	大久保 勉
平成18年10月11日	第165国会	参議院	国外で作製された歯科技工物	質問第7号	大久保 勉
平成18年11月 9日	第165国会	参議院	歯科医療に関わる診療報酬点数等	質問第19号	大久保 勉
平成19年 5月21日	第166国会	参議院	国外で作製された歯科技工物	質問第38号	大久保 勉
平成19年 5月21日	第166国会	参議院	歯科技工士の労働条件	質問第39号	大久保 勉
平成19年 5月21日	第166国会	参議院	歯科技工士学校	質問第40号	大久保 勉
平成19年 5月21日	第166国会	参議院	歯科技工物の分類	質問第41号	大久保 勉
平成19年 6月14日	第166国会	衆議院	日本国内における未承認の歯科材料	質問第382号	仙谷 由人
平成21年11月30日	第173国会	衆議院	国外で作製された歯科医療用補綴物等	質問第129号	木村 太郎
平成22年 2月25日	第174国会	衆議院	国外で作製された歯科医療用補てつ物等	質問第174号	木村 太郎
平成23年 2月23日	第177国会	衆議院	国外で作製された歯科医療用補てつ物	質問第96号	木村 太郎
			歯科技工の安全性に関する質問		

意見書 1回 1名

平成20年 9月22日	金田 誠一	民主党 前衆議院議員	歯科技工の海外委託問題早期解決を
-------------	-------	------------	------------------

学習会指導 参加 12名

平成22年 5月27日 衆議院第一議員会館 第4会議室 (保団連主催)

吉井 英勝	衆議院議員	共産党	大阪府	当選	8回
木村 太郎	衆議院議員	自民党	青森県	当選	5回
平岡 秀夫	衆議院議員	民主党	山口県	当選	5回
田名部 匡	衆議院議員	民主党	青森県	当選	3回
郡井 和子	衆議院議員	民主党	宮城県	当選	2回
石川 みど	衆議院議員	民主党	広島県	当選	1回
川口 浩洋	衆議院議員	民主党	茨城県	当選	1回
川越 孝明	衆議院議員	民主党	大分県	当選	1回
初鹿 伸智	衆議院議員	民主党	東京都	当選	1回
福水 智彦	衆議院議員	民主党	茨城県	当選	1回
吉田 統彦	衆議院議員	民主党	千葉県	当選	1回
			愛知県	当選	1回

5 2の自治体による意見書の採択提出状況

平成23年6月30日現在

自治体名		人口	決議日	
府 県 議 会	1	愛知県議会	7,398,968	平成12年 3月24日
	2	宮城県議会	2,335,562	平成21年 3月17日
	3	大阪府議会	8,840,276	平成21年10月27日
	4	栃木県議会	2,005,884	平成22年 6月11日
	5	福島県議会	2,025,461	平成23年 3月14日
市 議 会	1	東京都日野市議会	180,661	平成20年 3月28日
	2	北海道札幌市議会	1,884,939	平成20年 6月11日
	3	愛知県名古屋市中区議会(市議会)	2,249,315	平成20年10月 1日
	4	東京都立川市議会	177,795	平成20年10月 3日
	5	岡山県倉敷市議会	473,139	平成20年12月12日
	6	岡山県真庭市議会	49,549	平成20年12月26日
	7	岡山県備前市議会	38,308	平成21年 3月18日
	8	宮城県仙台市議会	1,031,964	平成20年12月18日
	9	青森県青森市議会	302,503	平成21年 3月25日
	10	青森県つがる市議会	38,051	平成21年 3月18日
	11	青森県八戸市議会	238,729	平成21年 9月17日
	12	青森県平川市議会	34,105	平成21年 6月19日
	13	大阪府大阪市会(市議会)	2,661,556	平成21年 9月17日
	14	大阪府吹田市議会	355,237	平成21年 9月28日
	15	大阪府門真市議会(かどま)	128,401	平成21年 9月29日
	16	大阪府交野市議会(かたの)	77,836	平成21年 9月30日
	17	大阪府和泉市議会	181,403	平成21年 9月30日
	18	大阪府摂津市議会	83,669	平成21年11月 2日
	19	大阪府大阪狭山市議会	58,172	平成21年12月18日
	20	青森県十和田市	65,765	平成22年 3月18日
	21	大阪府高石市	59,789	平成22年 3月18日
	22	大阪府泉大津市	77,181	平成22年 3月19日
	23	大阪府大東市	125,152	平成22年 3月25日
	24	大阪府四條畷市	57,388	平成22年 3月25日
町 村 議 会	1	岡山県勝田郡奈義町	6,154	平成20年12月 7日
	2	岡山県和気郡和気町(趣旨のみ採択)	15,601	平成20年12月12日
	3	岡山県久米郡久米南町	5,375	平成20年12月19日
	4	岡山県久米郡美咲町	15,801	平成20年12月19日
	5	青森県下北郡風間浦村	2,326	平成21年 3月 6日
	6	青森県上北郡横浜町	4,842	平成21年 3月10日
	7	青森県三戸郡南部町	20,467	平成21年 3月11日
	8	青森県三戸郡新郷村	2,842	平成21年 3月11日
	9	青森県下北郡佐井村	2,509	平成21年 3月11日
	10	青森県上北郡野辺地町	14,292	平成21年 3月12日
	11	青森県下北郡大間町	5,933	平成21年 3月12日
	12	青森県上北郡七戸町	17,499	平成21年 3月13日
	13	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町	11,643	平成21年 3月13日
	14	青森県三戸郡階上町(はしかみ)	14,961	平成21年 3月13日
	15	青森県西津軽郡深浦町	9,984	平成21年 3月13日
	16	青森県南津軽郡大鰐町	11,185	平成21年 3月18日
	17	青森県北津軽郡板柳町	15,487	平成21年 6月10日
	18	青森県上北郡六戸町	10,168	平成21年 6月12日
	19	青森県北津軽郡中泊町	12,981	平成21年 6月12日
	20	青森県三戸郡五戸町	18,944	平成21年 6月19日
	21	大阪府泉南群田尻町	7,941	平成22年 3月23日
	22	大阪府三島群島本町	28,990	平成22年 3月25日
	23	大阪府泉北群忠岡町	17,677	平成22年 3月30日
総人口		26,308,689		

人口計算が重複しないよう、愛知県、宮城県、大阪府はそれぞれ市町の人口を加えないで計算し総人口としています。

調査 ・ 違法入れ歯断固阻止 ・ 歯科医療を守る国民運動推進本部

海外委託問題に関係する主な報道

NO	西暦	平成	月 日	報道タイトル	メディア
1	2000	12	1月1日	海外歯科技工物阻止で意志決定・歯技協	新聞 日本歯科新聞／歯界報知
2		12	2月1日	国会議員による海外技工問題講演	月刊誌 歯科技工
3		12	3月14日	愛知県行政・所轄保健所による立入聴取	新聞 日本歯科新聞
4		12	3月25日	歯科技工の海外発注法整備要望を決議・愛知県議会	新聞 朝日新聞
5		12	3月25日	歯科医師に無断で入れ歯を海外発注・愛知県指導	新聞 読売新聞／中日新聞
6		12	4月10日	歯科技工法に抵触で断固反対合同会見・日技・歯技協	新聞 新聞クイント
7		12	6月22日	パートに義歯作らせる・歯科医師と技工士書類送検	新聞 中日新聞
8	2004	16	8月10日	歯科技工士で初の4年制	新聞 日本歯科新聞
9	2005	17	3月7日	歯科技工所の構造設備基準及び歯科補綴物の作成品質管理指針通知（医政発第0318003号）	新聞 日本歯科新聞
10		17	4月3日	入れ歯作りの現場から・口の中の偽装問題	IT-TV OurPlanet-TV
11		17	9月8日	歯科技工海外委託についての厚生労働省医政局歯科保健課長通知-1（医政発第0908001号）	新聞 日本歯科新聞
12	2006	18	11月1日	厚生労働省「17年通知」解説	機関誌 日本歯技
13		18	4月1日	ニュースプラザ・歯科技工士が映像作品を撮る時代	ラジオ TBSラジオ
14		18	10月24日	歯科技工法に逸脱しない	新聞 日本歯科新聞
15		18	12月12日	海外技工物、保健給付せず	新聞 日本歯科新聞
16	2007	19	4月28日	当世「歯医者さん事情」セレブ医院からガード下まで	週刊誌 週刊東洋経済
17		19	6月22日	輸入義歯認めるな技工士80人国を提訴へ	新聞 朝日新聞
18		19	6月22日	東京地方裁判所に提訴	
19		19	6月22日	コラム・国を提訴する歯科技工士の覚悟	新聞 日本歯科新聞
20		19	7月24日	歯科技工海外委託は歯科界を豊かにする・投稿	新聞 日本歯科新聞
21		19	9月14日	歯の詰め物に中国製増殖中	週刊誌 週刊朝日
22		19	9月21日	国益を損なう海外委託・投稿	新聞 河北新聞
23		19	10月28日	輸入激安入れ歯は大丈夫なのか・5回連載	新聞 日刊ゲンダイ
24		19	12月4日	技工業界の労働環境改善訴える・投稿	新聞 日本歯科新聞
25	2008	20	1月24日	歯科技工士が歯科診療所違法開設で有罪	新聞 朝日新聞
26		20	3月4日	格差社会の最新潮流「歯科医の赤貧化」が止まらない	週刊誌 S P A !
27		20	3月16日	中国歯科技工物米で鉛検出・法制化を	新聞 東京新聞
28		20	3月18日	海外技工の実態調査へ・厚生労働科学研究	新聞 日本歯科新聞
29		20	7月8日	現場発覚歯科技工の行方・コラム4回連載	新聞 日本歯科新聞
30		20	9月1日	誰かが立ち上がらなければならぬ・投稿	新聞 DENTAL TRIBUNE新聞
31		20	9月5日	中国製入れ歯技工士困惑	新聞 読売新聞
32		20	9月26日	義歯輸入の禁止東京地裁退ける	新聞 読売新聞
33		20	10月2日	東京高等裁判所に控訴	
34		20	10月2日	技工士の過酷労働・上柳昌彦のおはようGOOD DAY	ラジオ ニッポン放送
35		20	10月7日	海外委託訴訟原告団が控訴	新聞 日本歯科新聞
36		20	10月18日	義歯材の輸入急増	新聞 朝日新聞
37		20	11月30日	義歯にも必要品質の証明書・投稿・声	新聞 朝日新聞
38		20	12月1日	声明・必要な歯科関係法令の整備を	機関誌 日本歯技
39		20	12月2日	国会議員アンケート・NPOみなしか	新聞 日本歯科新聞
40		20	12月15日	モンスターデデンティストにご用心	週刊誌 週刊現代
41		20	10月5日	歯科技工海外委託に関する緊急調査	新聞 全国保険医新聞
42	2009	21	1月27日	20代の8割が未就業・日技調査	新聞 日本歯科新聞
43		21	2月10日	技工士の苦悩	新聞 日本歯科新聞
44		21	2月13日	聴覚障害者らの技工士頑張る	新聞 東京新聞
45		21	2月17日	患者同意しない7割・保団連アンケート	新聞 日本歯科新聞
46		21	2月24日	支援者名簿13,544筆	新聞 日本歯科新聞
47		21	3月16日	輸入義歯急増9割知らず	新聞 静岡／河北／北国／ほか
48		21	4月1日	技工士の価値	雑誌 Q D T
49		21	4月7日	海外技工物の安全性確保・日歯代議会	新聞 日本歯科新聞
50		21	4月14日	厚生労働省研究班調査発表	新聞 日本歯科新聞／高知新聞
51		21	4月14日	歯科技工士減少問題	新聞 日本歯科新聞
52		21	4月21日	海外委託訴訟・高裁「進行協議」を提案	新聞 日本歯科新聞
53		21	5月31日	中国歯科技工所の実力	月刊誌 アポロニア
54		21	6月1日	歯科医倒産産業	月刊誌 Z A I T E N
55		21	8月11日	あなたの銀歯は大丈夫	週刊誌 週刊エコノミスト
56		21	9月1日	歯科技工海外委託でシンポ	新聞 日本歯科新聞
57		21	10月15日	義歯輸入禁止控訴棄却	新聞 読売新聞
58		21	10月26日	無免許で歯科技工・逮捕	新聞 下野新聞
59		21	10月27日	最高裁判所に上告	
60	2010	22	2月6,13日	中国歯科技工の実態 「報道特集NEXT」2回	テレビ TBSテレビ
61		22	3月31日	歯科技工海外委託についての厚生労働省医政局歯科保健課長通知-2（医政発第0331第1号）	
62		22	4月6日	厚生労働省「平成22年通知」	新聞 日本歯科新聞
63		22	4月13日	歯科技工海外委託問題で国会で質問相次ぐ	新聞 日本歯科新聞
64		22	8月22日	国民向けシンポジウム	新聞 日本歯科新聞
65		22	8月31日	歯科技工学生95%が不満	新聞 日本歯科新聞
66		22	8月31日	「平成22年通知」を保団連が撤回要求	新聞 日本歯科新聞
67		22	9月1日	中国技工の今後	月刊誌 アポロニア
68		22	9月21日	歯科技工は工業か・鼎談	新聞 日本歯科新聞
69		22	9月21日	歯科技工問題をテーマにシンポ	新聞 日本歯科新聞
70		22	9月21日	台湾における歯科技工士の位置づけ	新聞 日本歯科新聞
71		22	11月2日	歯科技工所の設備構造基準・技工録の法制化は困難	新聞 日本歯科新聞
72		22	11月15日	特集・海外歯科技工問題	月刊誌 月刊保団連臨時増刊号
73	2011	23	2月15日	あなたの歯にも毒詰め物が	週刊誌 週刊女性
74		23	2月15日	最高裁判所上告棄却・訴訟終結	
75		23	3月1日	原告の上告を棄却決定	新聞 日本歯科新聞
76		23	3月8日	最高裁の判断は歯科の根源を揺るがす・投稿	新聞 日本歯科新聞
77		23	4月1日	歯科医自業自得の生活難	月刊誌 Z A I T E N
78		23	6月7日	医療審判者メモ・歯科技工士の悲劇・コラム	新聞 日本歯科新聞
79		23	6月28日	歯科技工海外委託についての厚生労働省医政局長通知-3（医政発第0628第4号）	
80		23	7月5日	厚生労働省「平成23年通知」	新聞 日本歯科新聞
81		23	7月12日	海外技工阻止推進本部・局長通知の指針で声明	新聞 日刊歯科通信

第177国会 質問主意書と政府答弁書

歯科技工の安全性に関する質問主意書

質問第九六号 歯科技工の安全性に関する質問主意書
提出者 木村太郎 平成二十三年二月二十三日

平成二十一年十一月三十日提出（質問第一二九号）「国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する質問主意書」、平成二十二年二月二十五日提出（質問第一七四号）「国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに対しての鳩山内閣からの答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問主意書」と、私は過去二度に亘り、海外技工物が何の規制も受けずに流入し、その安全性について、鳩山内閣に対して質してきたが、当時の長妻厚生労働大臣は、海外技工物が流通経路のみが問題であるとして、概ね歯科医師の責任として位置づけ、国は関与せずと、「命を大切にす」当時の鳩山内閣にしては意に反する内容であった。その後、記者会見上で、海外技工物等の品質の確保等の施策を進め、歯科医師が委託する場合の使用材料に関する基準の策定を検討しているが法整備を行うことは考えていないとしていた。

食の安全は言うに及ばず、ましてや口腔内での人工臓器の一つである歯科医療用補てつ物についても、安全性が第一と考え、また金属アレルギー等医学的問題が生じた場合や不測の事態に対して、責任の所在を明確にし、可及的速やかに対応することが最も必要と考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 海外技工物等の品質確保等の施策について、その後の進捗状況はどのようになっているのか、菅内閣の具体的な見解如何。
- 二 一に関連し、歯科医師が海外技工物等を委託する場合の使用材料に関する基準の策定の検討についての進捗状況はどのようになっているのか、菅内閣の具体的な見解如何。
- 三 日本の歯科技工制度は、歯科技工士法、歯科医師法、薬事法等の関連医療法に基づいて、月五百万個もの国内歯科技工物を合理的に管理していると聞く。一方海外技工物については、各法律や規制の適用外として無政府状態にあると考えるが、菅内閣の見解如何。
- 四 三に関連し、日本の優れた安全システムの規制外の製品が流入することを前提にした法整備や罰則規定が早急に必要と考える。同制度の法整備を行わない根拠が奈辺にあるのか、具体的かつ明快に示されたい。
- 五 海外歯科技工については、その海外ラボラトリーにおいて施設基準がなく、殆ど無資格の非技工士であることにに関してどのように捉えているのか、明確に示されたい。
- 六 一～五に関連し、料金問題等に関しての契約上の責任や問題が生じた場合、その責任の所在を明確にしなくてはならないと考えるが、菅内閣の見解如何。
- 七 一～六に関連し、金属アレルギー等の医学的な問題が生じた場合や不測の事態に対して、どのような対応をとるのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

衆議院議員木村太郎君提出歯科技工の安全性に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七七第九六号 平成二十三年三月四日
衆議院議長 横路孝弘 殿 内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出歯科技工の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

厚生労働省としては、ISO規格（国際標準化機構の定める規格をいう。）、「歯科鑄造用ニッケルクロム合金（冠用）の製造（輸入）の承認申請について」（昭和六十年三月三十日付け薬審第二九四号厚生省薬務局審査課長通知）等で定める基準を満たした歯科材料を選定すること等、歯科医師が補てつ物等の作成を国外に委託する場合の遵守事項について定めた「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」（平成二十二年三月三十一日付け医政歯発〇三三一第一号厚生労働省医政局歯科保健課長通知。以下「課長通知」という。）を各都道府県に通知し、その周知徹底を図っているところである。また、歯科医師が国外で作成された補てつ物等（以下「国外作成補てつ物等」という。）の作成過程を把握する方法を策定するため、有識者の意見も聞きつつ検討を行っているところであり、今後、その結果を踏まえ、当該方法を策定し、歯科医師に周知することとしている。

三について

補てつ物等については、国内で作成されたものに限らず、患者の安全性を確保するため、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）により、これを使用して歯科治療を行うことができる者を歯科医師に限定するとともに、歯科医師に対し、課長通知の周知徹底を図っているところであり、「各法律や規制の適用外として無政府状態にある」との御指摘は当たらないものと考えている。

四について

歯科技工については、国外作成補てつ物等の使用を含め、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものであり、国外作成補てつ物等の輸入について新たな法整備を行うことは考えていない。

五について

補てつ物等の作成に係る制度は国によって様々であり、また、国外で補てつ物等を作成する者の知識及び技術の水準も様々であると認識しているが、歯科医療においてどのような補てつ物等を用いるかについては、個別の事例に応じて歯科医師が歯科医学的知見に基づき、適切に判断するべきものであると考えている。

六について

お尋ねの責任の所在については、個別の事例に即して判断されるべきものであると考える。

七について

お尋ねの「金属アレルギー等の医学的な問題」及び「不測の事態」についてはその意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

厚生労働省から「平成23年通知」

厚生労働省はこれまで、「平成17年通知」「平成22年通知」により、国外で作成する歯科医療の用に供する補てつ物について、その品質の確保に努め周知してきたとされてきました。

しかし、平成22年2月のTBSテレビ「報道特集NEXT」の2回連続の衝撃的な放送の反響は大きく、第174国会では、3月から4月にかけて、水野智彦議員（民主党）、古屋範子議員（公明党）、吉井英勝議員（共産党）、石井みどり議員（自民党）が超党派でこれらの通知内容や現状について厳しい質問を行いました。

これに対し、長妻昭厚生労働大臣は「今年の十月末をめどに、国内外問わずでありますけれども、歯科の補綴物のいわゆるトレーサビリティ、作成工程の追跡が確保されるように、歯科医師の皆さんの御意見も聞きながら対策を策定をしてみたいというふうに考えております。」と答弁していました。その後も、木村太郎議員（自民党）から2回にわたり質問主意書が出されていました。

厚生労働省は予定より遅れ、今年6月になって、今回3度目の通知が発信されたわけです。別添え文書は6頁にあり、当本部ホームページでご覧いただけます。（WEB検索→医政発0628）

平成23年6月28日
医政発0628第4号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について

国外で作成する歯科医療の用に供する補てつ物等については、これまで「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成17年9月8日付け医政歯発第0908001号医政局歯科保健課長通知)及び「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」(平成22年3月31日付け医政歯発0331第1号医政局歯科保健課長通知)により、その品質の確保に努めるよう周知してきた。

しかしながら、歯科医療技術の進展、補てつ物の作成委託に係る形態及び物流システムの多様化に伴い国外で作成された補てつ物等の安全性について関心が高まってきたことを踏まえ、より安心で安全な歯科医療を確立するため別添のとおり「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針」を策定したので、今後はこの指針の内容を御了知の上、貴管内及び管下の市町村(特別区を含む)、関係機関、関係団体等に周知するとともに、歯科医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請を図られたい。

「歯科医療における補てつ物等のトレーサビリティに関する指針について」に対する私見

弁護士 川上 詩朗

第1 はじめに

1

私たちが歯科技工海外委託問題について訴訟をおこすまでは、国（厚生労働省）は、歯科技工海外委託問題に関して、平成17年通達を公表するだけで実態調査すらもせず放置し、その責任をもっぱら歯科医師に委ねてきた。しかし、平成19年6月の提訴後は、メディアでの報道、国会での審議、地方自治体での意見書採択など、歯科技工の海外委託問題への関心が広がり、国としても何らかの対応を迫られてきた。

そのような状況下で、国は歯科技工の海外委託には安全性の観点から問題があることを認めたとうえで、それへの対応として、本件指針が公表するに至った。このように、国が歯科技工海外委託問題について、国が何らかの対応をせざるをえない状況を生み出したのは、歯科技工海外委託問題の解決を求めるこれまでの取り組みの一定の反映といえることができる。

2

しかしながら、本件指針の内容には、第1に、歯科技工の海外委託が原則として許されないことが明確に指摘されていないこと、第2に、仮に例外的に認められる場合があるとしてもそれは限定的にとらえるべきところ、その点について触れられていないこと、第3に、国内法においては歯科技工士資格制度が設けられるなど人に対する規制があるが、その規制が欠けていること等の問題点がある。以下では、本件指針の上記問題点のうち上記第3の問題を中心に論じる。

第2 本件指針の問題点

1 歯科技工を行う者に対する規制が欠如していること

(1)

日本国内の歯科技工士制度は、第1に、歯科医療及び歯科技工に関する専門的知識及び技術を有する者に対して歯科技工士資格を付与し（歯科技工士法3条、5条、6条、12条）、そのような有資格者にのみ歯科技工業務の独占を認め（同法17条1項）、その者は歯科医師の指示書を通じて歯科医師と連携しながら歯科医療に関わることとされている（同法18条）。第2に、日本国内に歯科技工所が設置されることを前提に（同法2条3項）、歯科技工所に都道府県知事の監督を及ぼすことで衛生管理を確保しようとしている（同法24条、25条）。第3に、歯科材料について薬事法による規制を及ぼすことにより安全性を確保しようとしている（薬事法2条4項等）。このように、日本の歯科技工士制度は、人（歯科技工行為等）、場所（歯科技工所）、物（歯科材料）に対して多角的に規制を及ぼし、それらの各規制が相互に補完しあうことにより歯科医療のプロセス全体に対して安全性確保の網の目をかぶせている。

すなわち日本国内の技工士制度は、人・場所・物のうち、どれか一つが欠けても、患者に対する最良かつ安全な歯科治療が実現できないとの理念のもとに、上記制度設計がなされていると解することができる。この点をさらに敷衍すると、歯科治療において多くは、歯科治療の一部である歯科技工を第三者に委ねている。歯科技工は歯科医療の一部であるから、歯科技工を行う者には、歯科医療及び歯科技工に関する専門的知識及び技術が求められる。現行制度においては、薬事法により歯科材料の安全性が担保され、歯科技工士法により歯科作業所の衛生が確保されていたとしても、それだけでは十分ではないと考えられている。すでに安全性が検証された歯科材料が提供されたとしても、実際にそれを用いて歯科技工を行う段階において、当該歯科材料が用法に沿って適切に利用されることが必要である。また、患者に最適な補てつ物等を提供するためには、歯科医師とのコミュニケーションが不可欠である。その際、歯科医療に関する専門用語の知識はもちろん、歯科医療や歯科技工に関する専門的知識があることで、初めて、歯科医師の指示を正確に理解をしたり、相互に正確なコミュニケーションが実現できる。それが十分に確保されて、初めて、当該患者にとって最適な補てつ物等が作成され、装着されるのである。

そのため、現行制度は、単に薬事法による歯科材料への規制や、歯科技工士法による歯科技工作業所への規制のみならず、実際に補てつ物の作成を担う人に対する規制として、歯科技工士資格を認め、かかる有資格者に歯科技工業務の独占を認める制度を設けたのである。

そして、上記のとおり、歯科技工を歯科医療の一部であるということに照らせば、歯科技工士資格を設け、その有資格者に歯科技工の業務を独占させる制度は、単に歯科治療の「安全性」のみならず、当該患者に対して「最良」の歯科治療を実現するためにも必要不可欠な制度であるといえることができる。

(2)

前記観点から本件指針を見てみると、本件指針では、歯科技工を行う者に対する能力（資格）を不問に付している点が問題である。

すなわち、「補てつ物管理票」に「作業責任者名」の記載欄があるが、「作業責任者」なるものの資格は定められておらず、また「作業責任者」はあくまで責任者であり直接作業を行った者とはいえないことなど、不十分である。また、本件指針には、海外委託の場合に「委託先」との文言は出てくるものの、「歯科技工士」という文言は出てこないことから、からなずしも「委託先」は日本の歯科技工士資格を有する者と限定していないと思われる。

人・場所・物に対する規制が相互に補完し合うことではじめて最良かつ安全な歯科医療が実現できるとされている日本の歯科医療制度あるいは歯科技工士制度の趣旨に照らせば、人に対する規制が欠如している本件指針は、日本国内の現行制度と整合性がとれておらず、患者に対して最良かつ安全な歯科治療を実現するための制度的保障が欠けている点で根本的に問題があるといえる。

2 本件指針により歯科技工士制度の存在意義が失われるおそれがある

(1)

さらに、本件指針により歯科技工を担う者の資格が問われないとすれば、歯科技工士制度そのものの存在意義が失われる危険性がある。

この点、日本国内と海外は別であり、日本国内における歯科技工士制度は堅持されているが故に問題ないという反論があり得るだろう（国内外峻別論）。確かに、国内法は国外に適用されないことから、国内外で取扱を別にするということは理論上あり得る。しかし、そのような形式的法理論を根拠に国内外峻別論を唱えたとしても全く説得力がない。なぜならば、患者に対して最良かつ安全な歯科治療を実現するという視点からは、歯科技工が国内外いずれで行われたのかは問題にならない。患者の立場からすれば、国内外いずれで行われたにしても、等しく最良かつ安全な歯科治療を受けることができるよう保障されなければならないからである。

この点において、日本国内においては、歯科材料や歯科技工所に対する規制に加え、歯科技工士資格制度を前提に、歯科技工士に歯科技工業務の独占が認められているのに対し、海外委託の場合には、歯科技工士資格を不問に付している。したがって、両者を比較するならば、日本国内に比べて海外の方が、制度的に不十分であることは明らかであろう。

(2)

さらに危惧を覚えるのは、現在においては、確かに、国内と海外を峻別し、国内においては歯科技工士制度が保たれているとしても、将来において、本件指針による運用が続けられ、かつ、定着することにより、日本国内の歯科技工士制度の意義が希薄化することで、日本国内における歯科技工士資格が廃止され、本件指針に沿った形に制度が変更されるおそれがあることである。

本件指針は、その端緒であり、その下地を作る役割をはたすことになる可能性がある。

それゆえ、本件指針への対応は、現行の歯科技工士制度を維持し充実・発展させる立場に立つのか、それとも、将来的には歯科技工士制度がなくなるともやむを得ないという立場に立つのかの試金石になるとと思われる。

そして、現行の歯科医療制度及び歯科技工士制度が、患者に対して最良かつ安全な歯科治療を実現するために合理的な制度であり、それを維持・充実・発展させるべきであるとの立場からみれば、本件指針は、速やかにあらためられるべきであると言わざるを得ない。

3 歯科医師及び歯科技工士への負担の強化が懸念されること

(1)

これまで国（厚生労働省）は、「国外で作成された補てつ物等の取扱について」（平成17年通達）、「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」（平成22年通達）を公表したことに加え、今回、本件指針を公表したが、これら一連の通達及び指針を通じて、国は自らの責任を棚上げにし、もっぱら歯科医師の責任に委ねている。そして、本件指針では、歯科医師に対し、帳票等（「補てつ物管理票」など）を作成し、それを管理する仕組みを構築すること等を求めている。

また、歯科技工士に対しては、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における補てつ物等の作成等及び品質

管理指針について」（平成17年3月18日付医政局長通知）が発せられているが、本件指針では、平成17年の医政局長通知により「歯科技工録の作成が義務づけられている」とされている。

もちろん、安全性確保の観点から規制を及ぼすとすれば、その分、歯科医師や歯科技工士など歯科医療に関わる者らの負担が増加することはやむを得ない側面もある。しかし、国として本来果たすべき責任を果たさず、それをも含めて歯科医師等に委ね、しかもそのために事務処理上の負担が増加し、患者に対し最良かつ安全な歯科治療の実現が脅かされてくるのであれば、それは本末転倒である。

しかも、本件指針は国外への委託の場合の指針であるが、その運用が定着することにより、本件指針に沿った形で、国内外を問わず同一の運用が求められる可能性もある。

(2)

そもそも、このように歯科医師や歯科技工士等への負担強化が懸念されるのは、本件指針が場所及び物のみの規制していることから、歯科技工の役割と責任も歯科医師に一元化されるからであると思われる。

これに対して、現行の歯科技工士制度のように、専門的知識及び技能を有する歯科技工士制度を設け、歯科技工については歯科技工士の責任に委ねることにより総合的に安全性を確保しようとする制度の下では、歯科技工士もまたその役割と権限のもとで責任を負い、歯科医師と歯科技工士間がそれぞれの役割と権限について相互に信頼を寄せることにより歯科治療が行われることになる。そのため、歯科医師が最終的責任を負うとはいえ、歯科技工に関しては歯科技工士を信頼し、それに委ねることができることから、負担は軽減するものと思われる。

(3)

以上のとおり、安全確保が単に場所と物のみであり、人に対する視点が欠落している本件指針の構想に基づく運用が定着されてくることは、将来的に、歯科医師や歯科技工士へのさらなる負担の強化が懸念される。

第3 まとめ

本件指針は、第1「経緯」の箇所、本件指針が「現時点で実行可能な方策」として出されたものであると述べている。そして、第5「今後の課題について」の箇所には、「指針の内容については、歯科医療を取り巻く環境の変化や指針の運用実績等を踏まえ、今後、必要に応じて見直しを行うこととする。」と述べている。

したがって、本件指針は、歯科技工の海外委託が現実に行われている状況のもとで安全性確保のため、緊急避難的かつ暫定的なものと捉えるべきである。

前記のとおり、歯科技工の海外委託問題については、日本国内の歯科技工のあり方にも深く関わる問題であり、歯科技工士制度全体の将来構想が問われる問題である。

歯科技工は歯科医療の一部を構成するものであるとすれば、歯科技工を行う者は歯科医療及び歯科技工に関する専門的知識及び技能を兼ね備えていることは、必要最低限の条件である。そのような立場から、日本国内の現行の歯科技工士制度と整合性がとれ、かつ、将来的には歯科技工士制度を維持・充実・発展させる見地から、本件指針を早急にあらため、歯科技工海外委託問題に対する抜本的な解決策を定立することが重要である。

以上

政策形成訴訟による大きな公益成果

支援者各位のご協力によって得られた共有財産、原告団のみならず該当者すべてが受益

- ☆ 歯科技工海外委託問題の法的論争に終止符が打たれたこと。
- ☆ 行政の歯科技工士に対する対応や考え方が明瞭に引き出されたこと。
- ☆ 歯科技工海外委託の問題性を広く社会的認知度を高めることに寄与したこと。
- ☆ 問題解決に向けて連携・協力団体を構築してきたこと。
- ☆ 解決に向けて一つの潮流を作り上げてきたこと。
- ☆ 歯科技工士制度の重要性について認識が深まったこと。
- ☆ 歯科技工の医療としての認識が深まったこと。
- ☆ 海外委託以外の歯科技工士が抱えている山積する問題に関心が寄せられたこと。
- ☆ 歯科技工に関する膨大な新資料の蓄積ができたこと。
- ☆ 歯科技工士が業界として結束できたこと。

ドキュメント

- 1 本年6月28日、国から三度目の通知が発出されました。「平成17年通知」及び「平成23年通知」は厚生労働省医政局歯科保健課長から各都道府県衛生主管部（局）長宛であったものが、「平成23年通知」では厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛と格上げされております。さらに通知末尾においては前回までは無かった、「貴管内及び官下の市町村（特別区を含む）、関係機関、関係団体等に周知するとともに、歯科医療従事者等に対して周知の徹底および遵守の要請を図りたい。」という文言があり、知事から団体等だけでなく、直接、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士へ周知されることを指令しています。また、文書量も前回の2頁から7頁に増量。「平成23年通知」から、国がこの歯科技工海外委託問題を重視せざるを得ない姿勢に変化してきている現れだと思えます。
- 2 高等裁判所の進行和解協議において、法廷外での検討協議会（和解）参加を日本歯科医師会、日本歯科技工士会に要請しましたが断られました。しかし、各県技会長さんにおひとりずつ電話でお願いしたところ、38県技の会長さんは無条件で支持頂け、5県技は自県名を出さないでと言う条件付でご支持を頂きました。47県技のうち、43県技が進行協議（和解協議）にご賛同頂いたことに対しまして深い感動を覚えたことを忘れません。その時、裁判長より原告に対し、温かい労いの言葉がございました。原告の皆さんにこの裁判長のお声を直接お聞かせできなかったことがまことに残念でした。
- 3 多くの衆参超党派による国会議員の先生によって、国会質問が6回、質問主意書が13回、意見書が1回。これだけの温かいご支援をいただきました。私達は政治資金を1円たりとも寄付する事ができず、心苦しく思っております。
- 4 この訴訟行動に伴ってこれまで何もしなかった国の調査が2度にもわたって実施され、実態が明らかになりました。平成20年度、厚生労働省、地域医療基盤開発推進研究事業、歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究H20-医療-一般-018。平成21年度、歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究、200937027 A-B。
- 5 現在の歯科技工士法は司法の場ではこの問題を解決できないことが確定。よって問題解決は立法院、行政府へ移行すべきことが明確になりました。
- 6 地方自治体は、5つの府県議会、24の市議会、23の町村議会が意見書を採択され、衆参両院議長はじめ、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官に提出されました。
- 7 平成21年10月8日 これまで一般国民の皆様、歯科関係者の皆さまから寄せられた、20,334筆の署名簿を東京高等裁判所に提出する事ができました。ご協力下さった皆さまに厚く御礼申し上げます。
- 8 テレビ、ラジオ、月刊誌、週刊誌、日刊紙等により、国民に広くこの問題が報道されました。平成22年2月にTBSの2回にわたるテレビ放送「報道特集NEXT」によって、ベリリウム入りの補綴物の輸入が明らかになり、国民に警鐘を鳴らし大きな反響がありました。
- 9 全国保険医団体連合会、都道府県保険医協会、NPO法人「みんなの歯科ネットワーク」、全国歯科技工士教育協議会、日本歯科技工所協会、都道府県歯科技工士会、全国消費者団体連合会等からご支援をいただきました。
- 10 保団連主催のシンポジウム（2回開催）には、患者、弁護士、学者、歯科医師、消費者団体、歯科技工士、による立体的な討論が行われ、大きな成果を上げられました。
- 11 裁判書類、国会質疑、質問主意書、地方自治体の意見書、国の調査書類、各シンポジウム記録、マスコミ資料等、新たな歯科技工に関する資料が記録として残されました。
- 12 業界紙のコラム欄や投稿欄には、識者によるこれまで見られなかった歯科技工士制度の改革意見が掲載されてきています。
- 13 弁護団の先生には格安の費用でこの訴訟に取り組んで頂き、特段に新宿法律事務所様においては、長い期間、会議室を無償提供いただき、活動の拠点として利用活用させていただきました。心より厚く御礼申し上げますと共に、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。
- 14 0円から始めた運動が、平均一人1万円、数百人からの温かい支援をいただき、おかげさまで、最高裁終結まで続けることができました。関係者に厚く御礼を申し上げます。

最高裁の「決定」を超えて、新しい運動の開始

違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部
代表 脇本 征 男

「歯科技工士」には、これ以上失うものはない！

平成19年6月22日、東京地方裁判所民事部に対する訴訟提起から始まりました。原告は全国の北から南までの歯科技工士80名で、国の不作為責任いわゆる作為義務違反を国賠訴訟で問題としたことと、もうひとつは、国には歯科技工士の地位保全の責任があることを行政事件訴訟法で確認しようとしたものでした。

平成23年2月15日、最高裁判所第三小法廷、裁判長裁判官大谷剛彦、裁判官那須弘平、裁判官田原睦夫、裁判官岡部喜代子、以上の四裁判官全員一致の意見で、東京高等裁判所が平成21年10月14日に言い渡した判決を原告が不服として最高裁に即時上告及び上告受理の申立てをしたことに対し、主文、「本件上告を棄却し、上告審として受理しない」旨の不当な決定がなされました。

すなわち最高裁判所は、東京高等裁判所の判断を是認した訳ですが、その東京高等裁判所の判断は、歯科技工の海外委託が歯科技工士法に違反するか否かという点については司法としての判断は一切せず、その責務である判断を不当に回避し、訴えの利益がない等というように、訴訟の入り口論で退けた不当な判決で断固抗議致します。

したがって、本訴訟が敗訴したからといって、「歯科技工の海外委託が適法であるとされたものではない」ことに留意すべきであります。

残念ながら、本訴訟は敗訴しましたが、歯科技工の海外委託問題が未解決であることに変わりありません。歯科技工の海外委託が放置されることにより、国民の歯科治療の安全性を確保する制度的な保障である歯科技工士制度が根底から崩壊されるおそれがあること、国民の安全かつ良質な歯科治療が脅かされている状況は残念ながら留まることを知らず続いております。

私たちは、平成23年3月26日開催の幹部会で「原告団の解散」を決議致しました。おかげさまで会計の決済も完了致しました。会名称は現在の名称を使用致して参ります。

これまで本訴訟をご支援、ご協力賜った多くの方々に深く感謝を申し上げますとともに、これからも、最高裁の「決定」を超えて歯科技工の海外委託問題解決のため、又あぶり出された歯科技工士の身に余る程の重要な課題・問題をはじめ、新たな歯科技工士制度構築のため立法及び行政の場を含め、広く国民に対してあらゆる場所での歯科医療問題、歯科技工問題の解決のために経験を生かし引き続き努力する決意でございます。

失ったものを取り返すため、あなたの倍旧のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。

新活動方針

目 的	新歯科技工士制度の構築、及び歯科技工海外委託問題解決
運動内容	目的の啓蒙公益運動 講演会 その他のイベント
運動期間	開始 平成23年7月1日より問題解決まで
会員資格	この活動にご賛同の意志をお持ちの方、資格は問いません。
会員特典	歯科業界情報及び活動内容の報告、講演会の講師優先派遣等
会員活動	各自における目的の啓蒙公益運動 講師派遣紹介 署名運動 イベント参加 会員入会促進等
組織構成	幹部役職、役員数、指名等、代表に一任させていただきます。役員無報酬
会 費	原則無料 (通信費・ご寄付などをお願いすることがあります)
財 務	講演会収益 寄付金等
会 議	幹部会のみ随時開催

裁判から学ぶこと

講演会（大小）受付中



一審から最高裁まで・訴訟の総括と提言

講師 弁護士 川上詩朗（弁護団）

国との裁判から見えてきた歯科技工士の将来

講師 歯科技工士 脇本征男（本部代表）

私たちは裁判を行った事で多くを体験し学びました。日本の歯科技工士制度及び歯科技工海外委託問題解決の啓蒙活動を引き続き行っております。これらの資産を皆さんで共有し、将来の歯科技工士像の研究材料としてご活用いただきたいと思ひ講演会を受け付けています。歯科技工士会及び各種団体、スタディグループ等、大小組織は問いませんので費用、規模等、お気軽にご相談ください。

講演会お問い合わせ先 脇本征男まで 〒157-0073 東京都世田谷区砧3-18-2
TEL&FAX 03-3868-0170 wakimoto@bc.iij4u.or.jp

寄付金のお願い

ゆうちょ銀行 振替口座番号 0160-2-743418
加入者名 歯科医療を守る国民運動推進本部

発行日 平成23年7月25日
発行 違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部
事務局 〒157-0073 東京都世田谷区砧3-18-2脇本征男 宛
電話/FAX 03-3868-0170
<http://sikagikoushi.web.fc2.com/>
wakimoto@bc.iij4u.or.jp

監修 川上詩朗
発行者 脇本征男
協力 新宿法律事務所
保団連
日本歯科新聞社
印刷 株式会社ユーゴ
編集 本部広報